記者発表資料

平成２１年１０月２６日
国土交通省郡山国道事務所

下藤片桟橋補修工事の規制期間を延長します。

１０月３０日までとしていた特殊車両規制を、１２月５日まで延長いたしますのでお知らせいたします。

規制内容は*終日片側交互通行と特殊車両規制（幅 2.5m または重量 25t を超える車輌）*です。

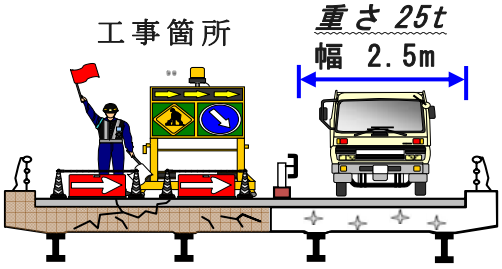
国道 49 号の福島県河沼郡柳津町大字藤（ふじ）地区**「下藤片桟橋（しもふじかたさんばし）」**において、**橋の補修工事**のため、**「終日片側交互通行及び車輌制限（重さ 25t・幅 2.5m）」**による通行規制を行っております。

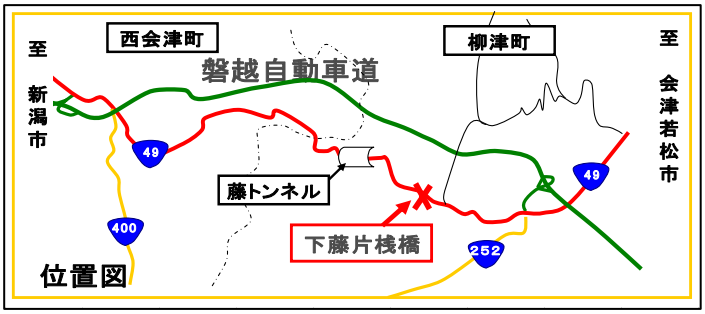
床版と呼ばれる橋のコンクリート部分において、**新しいコンクリート版に取り替える工事**を行っておりますが、工事中新たに補修が必要な箇所が見つかり、規制期間の延長が必要となりました。

通行中の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

新たに発見された橋の損傷箇所
（橋の腐食）







【規制内容】

①路線名　　国道４９号
②規制箇所　福島県河沼郡柳津町大字藤（下藤片桟橋）地内
③規　　制　・終日片側交互通行
　　・幅２．５ｍ または 重量２５ｔを超える車輌は通行不可
④規制期間　【現在】平成２１年１０月３０日まで
　　【変更】平成２１年１２月　５日まで
　　※昼夜間連続規制となります。
⑤迂回路　　「無し」

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　郡山国道事務所　会津若松出張所
ＴＥＬ：０２４２－２３－１２４１
出張所長　　工藤　忠行（クドウ　タダユキ）

※記者発表会：郡山記者クラブ、会津若松記者クラブ